

第 1 1 回 西之表市と防衛省との協議の場
(議事概要)

日時：令和 5 年 1 月 1 1 日（水） 1 1 時 3 0 分から
場所：西之表市役所

＜防衛省から、資料に基づき、「馬毛島基地（仮称）建設事業に係る環境影響評価書」について説明＞

西之表市から「私（八板市長）としては、前回の協議の場でも申し上げたとおり、環境影響評価手続については、当市の意見も踏まえた県知事の意見に沿って真摯に対応されたと受け止めている。他方、累次申し上げており、市民の中には、依然として非日常への不安を訴える高齢者等もいる。市民の不安払しょくのため、引き続き、様々な機会を通じて申し入れ、協議等していきたい。」旨発言

また、西之表市から「先ほどの防衛省の説明で 6 点質問したい。1 点目は、航空機騒音の低減について「可能な限り最大限の対策に取り組む」との説明があつたが、どのような対策を考えているのか」質問し、防衛省から「環境影響評価の航空機騒音の予測結果では、いずれの地点も基準値を下回ると予測したが、鹿児島県知事の御意見等を踏まえ、F C L P の実施に際しては、その都度、米側に対し、F C L P による夜間の航空機騒音を懸念する地域住民等の意見があることを伝えた上で、F C L P の飛行経路を遵守するとともに、地域への影響を最小限にとどめるよう申し入れるといった環境保全措置を講じることとしている。一方、市長からは、市民の不安払しょくに向けての対策について言及いただいているものと認識している。引き続き、航空機騒音による生活環境への影響の更なる低減のための航空機騒音対策について、西之表市の意向も踏まえつつ検討し、西之表市と緊密に連携しながら可能な限り最大限の対策に取り組んでいきたいと考えている」旨回答

西之表市から「2点目は、「飛行経路等の変更があり、航空機騒音による生活環境への重大な影響のおそれがあると考えられる場合、必要に応じ、航空機騒音の予測を行い、所要の環境保全措置を講じていく」との説明があったが、実際に、飛行経路等の変更があり得るのか。その場合、西之表市上空にかかることはないのか。上空を飛ばさない具体的な対策は、これになるのか。また、訓練のために戦闘機が岩国基地から馬毛島に飛来する場合においても、西之表市上空にかかることはないのか」質問し、防衛省から「まず、航空機の運航に伴う影響を低減するため、飛行経路が種子島からできる限り遠ざかるよう滑走路を配置した。FCLPは、空母艦載機のパイロットが空母への着艦資格を取得するため、滑走路の一部（模擬甲板）を空母に見立て、その周辺を旋回し、タッチ・アンド・ゴーを繰り返すものであり、緊急時を除き、お示しした以外の経路を飛行することはないと考えている。しかしながら、万が一、飛行経路等の変更があり、航空機騒音による生活環境への重大な影響のおそれがあると考えられる場合には、必要に応じ、航空機騒音の予測を行い、所要の環境保全措置を講じていく。いずれにしても、FCLPの実施に際しては、地域への影響を最小限にとどめることが重要であり、西之表市上空を飛行させない対策としては、その都度、米側に対し、飛行経路を順守するよう申し入れる。その上で、やむを得ず西之表市上空を飛行する、又は飛行したとされる情報に接した場合には、当該飛行に関する情報を提供するなど、西之表市と緊密に連携して適切に対応してまいりたい。また、訓練のため岩国基地から馬毛島に飛来する場合の飛行経路は、基本的に既存の航空路を使いながら、海上を飛行するものと考えている」旨回答

西之表市から「3点目は、「具体的な環境監視調査計画は、供用開始までに、西之表市をはじめとする関係自治体等の意見を勘案した上で作成し、公表していく」との説明があったが、具体的な環境監視調査計画の作成に当たっては、ぜひ当市の意見を勘案していただきたい」旨発言し、防衛省から「航空機騒音に係る環境監視調査の常時監視（連続測定）は複数地点で実施することとし、FCLP期間中を含む種子島における継続的な騒音状況の把

握に努め、時間帯補正等価騒音レベル（Lden）を含め、その結果を公表していくことは前回御説明申し上げたとおりである。その上で、具体的な環境監視調査計画は、西之表市をはじめとする関係自治体等の意見を勘案した上で作成することとしており、今後、西之表市の御意見をお伺いできればと考えているので、御協力をお願いしたい」旨発言

西之表市から「４点目は、「航空機騒音に係る環境監視調査の結果は、報告書の手続とは別に、継続的に公表していく」との説明があったが、これは、どのような意味か。環境監視調査は、運用開始後３年程度と伺っているが、その後も常時、継続的に実施するということか」質問し、防衛省から「環境影響評価書の公告後、事業者（熊本防衛支局）は、環境影響評価法の規定に基づき、環境保全措置等の報告書を作成し、公表しなければならないこととなっているが、航空機騒音に係る環境監視調査の結果は、当該報告書とは別に継続的に公表する考えを述べたものであり、公表に当たっては、西之表市をはじめとする関係自治体等に御説明してまいりたいと考えている。また、環境監視調査後の騒音状況の把握は、当該調査の結果や関係自治体の意向等を踏まえ、検討していく考えである」旨回答

西之表市から「５点目は、主滑走路と横風用滑走路の大きさは明らかに異なる。横風用滑走路を使用する際は、急降下になるのではないか、また、安全性を考えると、横風用滑走路を使用する際は、飛行高度が低くなるのではないか、との質問が市民からあった。この点についてどうか」質問し、防衛省から「横風用滑走路を使用する場合であっても、FCLPを実施する際の飛行高度や滑走路への進入角度は、主滑走路を使用する場合と同じであると承知している」旨回答

西之表市から「６点目は、種子島から馬毛島への資機材等の輸送について、田之脇港が追加されたが、例えば、田之脇港に一旦陸揚げし、田之脇港から馬毛島に海路で輸送する、または、田之脇港に一旦陸揚げし、田之脇港から西之表港に陸路で輸送し、西之表港から馬毛島に海路で輸送するなど、どのような使用を考えているか」質問し、防衛省から「種子島島内における資機

材等の運搬車両の通行や船舶の運航を分散化させることにより、騒音、振動等の環境負荷の低減を図ることを目的として、新たに「田之脇港」を追加した。田之脇港では、種子島島内で製作した一部のブロック等の搬出に加え、他船舶等の混雑による西之表港が使用できない場合の代替港として、資機材等の搬入・搬出などの使用を考えている。なお、田之脇港に搬入した資機材等を種子島島内のヤードに運搬した後、西之表港等から馬毛島に運搬する場合もあり得る」旨回答

＜防衛省から、資料に基づき、「馬毛島基地（仮称）建設事業に係る連絡体制（当面の間）」について説明＞

西之表市から「連絡体制については承知した。他方、工事が始まれば、多くの工事関係者が市内の宿泊施設を利用するため、事件・事故や市民とのトラブルが懸念される。市民の安心・安全の確保のため、工事関係者による事件・事故や市民とのトラブルが起きないように万全を期していただくようお願いしたい。また、万が一、事件・事故や市民とのトラブルが発生した場合には、速やかに連絡をいただくようお願いしたい。工事中に発生するごみの収集・処理については、どのように考えているか」質問し、防衛省から「工事に際しては、地元の方々と良い関係を築いていくことが重要である。工事関係者による事件・事故や地元の方々とトラブルが起きないように、受注業者を通じ、工事関係者へ周知するとともに、万が一、工事関係者による事件・事故や地元の方々とトラブルが発生した場合には、速やかに西之表市や警察等に連絡するなど、適切に対応していく。また、工事中に発生するごみ（一般廃棄物）については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に従い分別の上、適正に処分する考えである。詳細については、現在、受注業者と検討している段階である。当該検討を踏まえ、処分先については、今後、関係自治体等と具体的な調整を実施してまいりたい。いずれにしても、現在、西之表市において実施しているごみ処理に支障が生じることはないよう、引き続き西之表市と緊密に連携して対応してまいりたい」旨発言

＜その他の意見交換＞

西之表市から「市民からは再編交付金以外の振興策への期待もある。過去に、三宅島で700億円というものが示された報道もあるようだ。本件との比較は難しいとは思いますが、いかがか」質問し、防衛省から「三宅島にFCLP代替施設は整備されておらず、防衛省として振興策についてお答えすることは困難である。まずは、再編交付金の取組みをしっかりと行っていくことが重要である。その上で、昨年6月の第7回西之表市との協議の場において御説明したとおり、時限法である再編特措法に基づく再編交付金とは別に、恒久法である防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律に基づく民生安定施設の助成などを活用しつつ、最大限の協力を行ってまいりたい」旨回答

西之表市から「再編交付金について、まずは、令和4年度の交付額を決定していただき、感謝申し上げます。私（八板市長）としては、公約でもある小中学校の給食費無償化に充てたいと考え、昨年の12月に、基金造成のための条例案及び補正予算案を議会に提出し議決していただいた。給食費無償化は、子育て世代をはじめ、多くの市民から賛同を得ている。再編交付金については、最長で令和13年度末まで交付可能であると承知しているが、10年間では短いとの市民の声がある。数十年単位での対応が望まれるが、その点はいかがか」質問し、防衛省から「まずは、令和5年度の再編交付金の活用をしっかりと検討することが重要である。その上で、防衛省としては、防衛施設の設置・運用に伴う影響の緩和等のための措置を講じることとしており、馬毛島基地（仮称）に関しても、地元の皆様の御要望も伺いつつ、影響の実態等を踏まえて適切に対応する考えである。このため、市民生活の利便性向上や地域活性化、産業の振興等のため、どのような事業を行うのか、西之表市と緊密に連携して対応してまいりたい。さらに、時限法である再編特措法に基づく再編交付金とは別に、恒久法である防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律に基づく民生安定施設の助成などを活用しつつ、最大限の協力を行ってまいりたい」旨回答

西之表市から「昨年１０月及び１１月には、当市の文化財調査等に御協力いただき、感謝申し上げます。当該調査において、旧石器時代の石器、骨片のようなものが発見された。石器については、県に報告したところ、昨年１２月、鹿児島県教育委員会から埋蔵文化財包蔵地の指定があった。防衛省におかれては、環境影響評価書の公告後、工事に着手するとのことであるが、今後、どのように進めていくのか」質問し、防衛省から「防衛省としては、環境影響評価書の公告後、速やかに工事に着手することとしているが、既に、文化財保護法に基づき、周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等について鹿児島県教育委員会に通知したところであり、今後とも、法令に従い、適切に対応していく考えである」旨回答

次回は、用途を定めず、必要に応じて実施できるよう調整していくことを確認。また、第１１回の協議の場の議事概要については、双方で確認でき次第、公表することを確認

(以上)